

共同募金配分金 助成金交付基準

【助成金額】

助成金額は以下とする。

- (1) 地区社会福祉協議会が行う福祉推進事業

助成金額 10万円以内

- (2) 自治会、福祉団体やボランティア団体等が行う福祉推進事業

助成金額 総事業費の2分の1 (千円未満切捨) 10万円以内

- (3) 亀岡市内の小学校、中学校、高等学校が行う福祉教育事業

助成金額 2万円以内

※ただし、講師への諸謝金、材料費(トナー、インク、用紙代)のみ対象

- (4) 設立2年未満のサロン、ボランティア団体が行う福祉推進事業

助成金額 2万円以内

- (5) 市内全域を対象とした活動で特に福祉効果が高いと認めた福祉推進事業

助成金額 20万円以内

※ただし、特別枠助成申請書の提出が必要

- (6) 亀岡市社会福祉協議会が行う地域福祉事業

助成金額 審査委員会で認められた範囲

【事業の区分】

福祉推進事業とは以下のものとする。

A事業

新たな地域支援サービスやサロンの立上げ支援

新しく住民相互の見守りや助けあいの仕組み、サロンなど居場所を作る取組。

(例) 新たにサロン活動を立ち上げ、見守りや助けあいのきっかけづくりを目指す。

B事業

B-1 担い手(ボランティア)の養成・組織強化

ボランティア活動に興味・関心のある地域住民を募り、ボランティア講座の実施や組織化を強化する。

(例) 移送支援や買い物支援など生活に関する意見交換会を開催し、ボランティアを募集する。

B-2理解促進のための研修活動

地域住民等を対象に福祉課題に関する研修会を実施する。

(例)防災に関する研修会を行い、地域住民の防災意識を高める。

B-3共生社会を目指す福祉教育活動

子ども達や地域住民が、車いす体験や障がい者等と交流を通して理解を深め、今まで気づけなかったことに目を向け多様性を身につける機会を作る。

(例)小学校の生徒と車いすユーザーの交流会を開催し、車いす体験やバリアフリーについて学ぶ。※この場合謝礼金と材料費のみ対象。

B-4当事者同士のつながりをつくる交流活動

一人暮らし高齢者、要介護の家族、障がい児の家族、障がい者、子育て家族、ひきこもり、虐待等、当事者を支援し当事者同士のつながりを作る交流活動。

(例)一人暮らし高齢者のつどいを開催し、交流するとともに介護予防体操に取り組む。

B-5見守り訪問活動

一人暮らし高齢者、要介護の家族、障がい児の家族、障がい者、子育て家族、ひきこもり、虐待対象者等を定期的に訪問し見守るとともに、相談を受けたり必要に応じて関係機関へつなぐ活動。

(例)月に1回訪問し、困りごとや悩みを聞き取る傾聴活動を行う。

B-6居場所づくり活動

小地域で行う高齢者、子育て、障がい者のサロン活動。また、サロン活動リーダー・スタッフとして市内各地で支援する活動。

(例)既存のサロン活動の経費

事業区分C

亀岡市社会福祉協議会が地域を対象に行う地域福祉事業。また助成事業推進に係る経費。

【助成金の対象とする事業費目】

※いずれの費目も全て領収書が必要となります。

費目	内容
謝礼金	研修会、講習会等の講師謝礼
使用料	会議室等の使用料、借上料
広報費	行事等のポスター印刷代、活動記録のための写真印刷代
材料費	料理講座等の調理にかかる材料費、茶菓程度の飲食代、 手芸や園芸講習会等の材料費（いずれも高額なものは不可）
保険料	会員等の保険代、事業保険代
入場料	施設見学等の入場料、拝観料
事務用品費	活動にかかる事務用品代、消耗品代
行事用品費	行事に必要な用品
備品費	行事用品代、事務用用品代
燃料費	ガソリン代（1kmあたり30円までの補助とする） （送迎支援等に係るものに限る、スタッフの移動交通費は対象としません） （運行状況の分かる資料の提出も必要となります）
※その他、本会が特に必要と認める費目	

【助成金の対象としない事業費目】 ※自己資金でまかなうことが妥当な経費

費目	内容
飲食費	会議、交流会等でのお弁当等の飲食代またはそれに類するもの
旅費	高額な交通費、単なる旅行費等
人件費	報酬、時給、スタッフ交通費、日当等に類するもの
参加賞・お土産・景品費	参加者のお土産等、持ち帰る景品など利益となるもの
修繕費	建物の増改築や補修、整備に関するもの
備品費	高額・高性能なOA機器や作業機械、その他の備品等
おやつ	茶菓程度を超える菓子（ケーキや和菓子など）
機関紙や広報誌	団体の維持・運営の為の機関誌や広報誌は、助成対象となりません。
繰越金や積立金	今年度受け取る助成金を来年度に使用すること

※繰越金は返金、減額の対象となります。事前にご相談ください。※